

令和2年度  
社会福祉法人天童市社会福祉協議会 事業計画書

社会福祉法人天童市社会福祉協議会

～ 共に支え合おう 安心して心豊かに暮らせる 福祉のまち天童 ～  
<http://www.tendo-shakyo.or.jp/>

## 目 次

<b>基本方針</b>	1
<b>重点項目</b>	2
1 「第二次天童市地域福祉活動計画」の実践	
2 地域包括ケアに係る地域づくりの推進	
3 介護保険事業所の適正経営	
4 天童市総合福祉センターの管理・経営	
5 法人組織の適正な管理と経営改善に向けた取組み	
<b>事業概要</b>	
1 地域福祉事業・ボランティア活動の推進	3
2 生活困窮者自立支援事業・各種相談援助事業の実施	5
3 共同募金活動	6
4 天童市地域包括支援センター中央の運営	7
5 介護サービス事業所の運営	8
6 天童市総合福祉センターの管理・経営	10
7 法人組織の管理・運営等	11

## 基本方針

日本を取り巻く現在の環境は、中東諸国の不安定な要因によるエネルギー問題や地球温暖化による環境問題、さらには自国第一主義的な経済政策をかける国の大拡大など、様々な国際情勢の変化によって、日本の経済に大きな影響を及ぼしています。また、中国から拡大した新型コロナウイルスの感染によって経済活動が世界的に停滞し、様々な分野で影響を及ぼしています。

国内では、大型イベントが中止となる中で、今年の夏に予定の東京オリンピック・パラリンピックの開催が心配されています。一方で、依然として労働者不足による外国人労働者の受け入れの拡大が福祉の分野にも及んでおりまます。

また、東日本大震災をはじめとして日本各地で大きな自然災害が多発しています。昨年は度重なる台風の襲来により東日本を中心に多くの河川が氾濫し、甚大な被害が発生しました。本会では、宮城県丸森町ボランティアセンターに職員を派遣するとともに、災害復旧のためのボランティアバスを運行し災害復興の支援を実施しました。今後ともボランティアによる災害救援活動がますます重要となっています。

このような状況を踏まえ、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの構築を目指し、令和2年度から7年度まで6年間の計画期間とする「第2次地域福祉活動計画」を昨年度に策定しました。具体的には、介護や障がい、育児、生活困窮等のニーズに対応するため、「生活困窮者自立相談事業」と「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」とを連携させながら継続して支援事業を実施します。また、「法人後見業務・成年後見センター事業」や、高齢者の通いの場づくりとしての「地域カフェ推進事業」、ボランティアの育成と「災害ボランティア設置事業」や本会の運営基盤強化等にも積極的に取り組みます。

認知症高齢者や単身高齢者が増加する中で、住み慣れた地域で安心して生活できるようになるため、地域包括ケアによる地域づくりが重要であり、今後とも各地域に設置された地域社会福祉協議会や福祉推進員と一体となった地域福祉の推進を図ります。

本会が運営する介護保険事業所については、市民のニーズに即した適正な運営を行い、様々な制度について利用者の立場に立った支援を引き続き実施します。

本会は、社会福祉法で定められた地域福祉を推進する中核組織としての社会的な使命を認識し、誰もが等しく安心して生活できる福祉のまち、『共に支え合おう 安心して心豊かに暮らせる 福祉のまち天童』の実現を目指して、地域住民や行政、福祉事業者との連携と協力体制の強化に積極的に取り組み、今後とも経営改善と積極的な事業展開に努めて参ります。

## 重 点 項 目

### 1 「第二次天童市地域福祉活動計画」の実践

自助、互助、共助、公助の取り組みによる地域生活課題の把握や地域共生社会の実現を理念に掲げ、令和元年度に策定した「第二次天童市地域福祉活動計画」の実践活動に取り組みます。

相談支援の多機関連携を進める「多機関協働支援センター」事業や住民ニーズと提供主体のマッチング、担い手養成、社会資源開発に努める「生活支援コーディネーター」事業等のネットワーク機能を活用し、行政や社会福祉法人、N P O団体、企業、地域社会福祉協議会、公民館、自治会等、多様な関係機関との連携・協働による福祉のまちづくりを進めます。

### 2 地域包括ケアに係る地域づくりの推進

地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進のために、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもと、公的サービスの利用のみならず地域で支え合える体制づくりを進めます。また、関係機関と連携・協働しながら、地域ネットワークの構築、地域における課題の発見や課題解決のための取組みに努めます。

併せて、認知症施策の推進、成年後見センターや医療機関等との連携により、将来への備えのための意識啓発とともに、多職種連携を図りながら介護者支援も含め多様化する相談の窓口としての機能向上に努めます。

### 3 介護保険事業所の適正経営

本会が運営する天童市居宅介護支援事業所及び天童市訪問介護サービス事業所は、地域支援における中心的な担い手として、介護保険のみならず障がい者等様々な制度の利用者の立場に立った支援を提供するとともに、効果的かつ適正な運営に努めます。

また、利用者の尊厳の保持、利益と権利の擁護を基本に、公平公正な支援体制の整備を行います。加えて事業運営の自主性を確保するため経営基盤の強化を図り、提供する介護福祉サービスの一層の質の向上を目指します。

### 4 天童市総合福祉センターの管理・経営

指定管理者制度（平成28年度から令和2年度）の最終年度であるため、次期の指定管理者申請を行うとともに、天童市総合福祉センターの適切な管理・経営を担います。管理業務の仕様書に基づき、市民の福祉増進や公平な施設の利用、経費の節減、安全管理に努めながら、施設の管理運営を行います。また、本会事業との相乗効果を図りながら、利用者へのサービス向上に努めます。

### 5 法人組織の適正な管理と経営改善に向けた取組み

コンプライアンスとガバナンスの徹底に努めながら、今後も本会の組織面及び機能面での整備充実を図ります。

併せて、介護保険制度の改正等に伴い、脆弱化する傾向にある経営環境に対応するため、経営資源を見直し、筋肉質の経営体になるよう経営改善に取り組みます。

## 事業概要

### 1 地域福祉事業・ボランティア活動の推進

#### (1) 地域福祉ネットワーク活動

##### ア 地域社会福祉協議会の支援・充実

地域福祉活動の組織的、効率的な推進や福祉コミュニティーの実現を目指して、福祉に関する問題発見や取組、関係機関への提言、啓発や住民参加、連携調整等に取り組む地域社会福祉協議会に対して、積極的な運営支援を行います。

また、地域に要援護者が急増している社会情勢を踏まえて、本会や行政、福祉関係機関、市立公民館等との協働を進め、活動充実を目指します。

##### イ 天童市福祉推進員活動の充実

福祉の問題を抱える高齢者や障がい者世帯等に対して、同じ住民の立場から問題の早期発見や連絡、関係機関との連携等を行う福祉推進員の活動充実を図ります。

自治会長や民生委員・児童委員と連携した見守り、声かけを実践するとともに、地域社会福祉協議会や福祉推進員連絡会による研修機会の確保、情報交換等を進めます。

##### ウ いきいきサロン事業の充実・普及

自治会や民生委員・児童委員、福祉推進員等の福祉関係者や各種団体等が中心となり、主に自治公民館を拠点に高齢者等の仲間づくりや健康増進を図る「いきいきサロン」事業、「一人暮らし高齢者激励会」事業の充実、普及を図ります。

年間開催回数に基づく助成加算や新規地域のお試しサロンの助成を実施することにより、取り組み易く継続し易いサロン活動の実現を目指します。

##### エ 地域カフェ推進事業の実施

介護保険総合事業の地域介護予防活動支援事業の枠組みにより、主に市立公民館を拠点とした高齢者中心の集いの場を設け、交流及び介護予防の機会を提供する「地域カフェ推進事業」を推進します。

高齢者の健康の維持、増進及び要介護状態の予防を図ることを目的とし、地域社会福祉協議会や介護保険事業所等との協働による開催を普及します。

##### オ 生活支援コーディネーターの配置

天童市の生活支援・介護予防体制整備推進協議会と連携を図り、住民ニーズと提供主体のマッチングや連絡・調整を進めます。地域福祉組織、自治会、公民館、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア、企業等、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの整備を進め、支え合いの担い手養成や社会資源の開発に努めます。

##### カ 社会福祉法人連絡会活動

市内に拠点を置く社会福祉法人が相互に連携し、情報交換や研修を行い、「地域における公益的な取り組み」等の実践活動により、住民や行政との協働に努めるとともに地域共生社会の実現を目指します。

## **キ 子育て支援事業の実施**

子育て支援の活動に積極的に取り組んでいる母子寡婦福祉連合会や地域社会福祉協議会、退職公務員連盟東村山支部等との連携・協力を通して、子育てサロンや学習支援教室、子ども食堂等の活動を支援します。

## **(2) 社会福祉啓発と福祉人材の育成**

### **ア 社会福祉協議会だより発行**

社会福祉協議会の趣旨や活動について、広く住民に認知してもらうため、より分かりやすく、充実した内容の誌面づくりに努めます。また、地域や学校の福祉活動や、ボランティア活動先等、身近な話題を掲載することで、住民の社会福祉への関心を高めます。

### **イ いきいき・ふれあい健康福祉まつり 2020 の企画・開催**

市民の健康と福祉の祭典として、例年恒例となっている「いきいき・ふれあい健康福祉まつり」の企画・開催にあたります。本会及び天童市を事務局とし、福祉関係団体等の参加・協力を得て、福祉に関する研鑽や体験を深めるコーナーを開設して、市民の福祉活動への関心と理解を高めることを目的とします。

### **ウ 社会福祉功労者表彰の実施**

社会福祉の分野で顕著な貢献をされた個人及び団体への感謝を表し、その功績をたたえるための表彰を行います。

### **エ ふれあいまちづくり講座開設**

医療、福祉等の専門資格や生きがい活動等の特技を持つ方に講師登録していただき、いきいきサロン等の地域の活動や学校等に派遣するふれあいまちづくり講座を開設し、地域福祉の活性化につなげます。地域福祉活動の場に幅広く活用いただけるよう、積極的に講座の周知を図り、講師の人材発掘に努めます。

### **オ 福祉のこころ実践校事業の実施**

児童生徒の社会福祉やボランティア活動への関心を高めるため、「福祉のこころ実践校事業」を指定して、特に学校と地域福祉活動との連絡を密にし、地域ぐるみで福祉教育に取り組める環境づくりをすすめます。また、福祉に関する講師やボランティア活動先の紹介、福祉用具の貸出等を行い、小中学校等が積極的に福祉学習やボランティア活動に取り組めるよう支援します。

### **カ 介護職員初任者研修受講助成事業**

介護職員初任者研修課程受講修了者（一般市民）の受講料を助成し、介護知識及び技術等を有する介護従事者の養成に努めます。

## **(3) ボランティア活動の育成**

### **ア ボランティアセンター事業**

広報誌等でボランティアセンターについてピーアールし、ボランティアニーズと活動希望者の情報収集を強化し、調整機能の向上を目指します。既存のボランティア団体が充実した活動を続けられるよう支援するとともに、幅広い市民層に対してボランティア活動の啓発を行います。

#### **イ 介護ボランティア支援事業の実施**

65歳以上の高齢者が介護保険事業所（登録施設）や認知症カフェでボランティア活動に取り組む際、ボランティア登録及び施設の紹介を行います。さらにボランティア活動保険の掛金を助成することにより、高齢者のボランティア活動の普及と健康の保持、介護予防の増進を図ります。

#### **ウ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施**

有事にスムーズにボランティアを受入・活用できるよう、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」をもとに、センター立上げや受付・マッチング等の訓練を行います。行政や青年会議所、NPO、地域社会福祉協議会、ボランティア等との連携や、市民への周知を強化し、協力体制の確保に努めます。

### **2 生活困窮者自立相談支援事業・各種相談援助事業の実施**

#### **(1) 天童市生活自立支援センターの運営**

生活困窮者の自立促進や尊厳の確保、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを目的とする自立相談支援事業を市より受託し、生活困窮者の相談対応、課題の評価・分析、ニーズの把握、自立支援計画の策定、住居確保給付金や福祉制度を活用した支援にあたります。また、今年度も生活困窮者への支援を通して福祉事務所やハローワーク、法テラス、その他関係機関との連携確立や地域のネットワークづくりに努めます。

#### **(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実施**

介護や障がい、育児、貧困等の複合的なニーズを抱え、単一機関では支援が困難なケースの相談を受け、課題の分析やプラン作成、関係機関の連携促進にあたり、複雑化した課題の解決を図ります。

各分野の相談機関を収集する「支援調整会議」「相談支援包括化推進会議」の開催により、相談支援機関の連携強化や地域福祉関係者からの情報収集を充実し、相談支援の包括的なネットワークの構築を目指します。

#### **(3) その他の相談援助事業の実施**

##### **ア 福祉サービス利用援助事業の実施**

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方が安心して暮らせるよう、福祉サービス利用の援助や通帳等大事な書類の預かり、日常生活に必要な金銭管理の支援を行います。行政や病院、介護保険事業所等関係機関と連携しながら、一人ひとりの能力やニーズに応じた支援を行い、利用者が自分らしい生活を続けられるよう努めます。

さらに能力の低下後も適切な支援につなげられるよう、市や地域包括支援センターと連携します。

##### **イ 法人後見業務・成年後見センター事業の実施**

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の増加により、成年後見制度への

需要が増していることから、法人として成年後見人等に就任することにより、財産管理や身上監護にあたり、権利擁護を図ることを目的とします。

さらに市民からの成年後見制度の利用相談を受け、必要に応じて本人及び親族に関する申立て手続の助言、指導を行い、制度の円滑な利用促進にあたるとともに、関係機関や市民の皆様向けの研修会等の開催により、普及啓発を図ります。

#### **ウ 生活福祉資金・たすけあい資金の貸付及び償還指導**

低所得世帯や失業者世帯等の生活支援のため、民生委員・児童委員や行政等との連携、協力により、生活福祉資金及びたすけあい資金の貸し付けを行います。

借受世帯の生活の安定や順調な償還を実現するための適切な助言、指導に努めるとともに、滞納世帯については、文書や訪問、面接会により生活状況の把握と返済計画の見直し等の相談支援を強化し、確実な償還に繋がるよう努めます。

#### **エ ささえあい相談所（法律相談）**

市民の法律に関する日常生活上の困りごとや心配ごとの解決に向け、身近で気軽な相談の場を提供するため、山形県弁護士会より会員を派遣いただき、法律トラブルへの初期対応を図ります。

#### **オ フードバンク事業の実施**

生活困窮者の相談援助を行った結果、必要と認められる世帯に対し支援の一環として、生活協同組合やNPO団体等より供与いただいた食品を無償で提供します。

#### **カ 避難者生活相談支援事業の実施**

東日本大震災の影響により避難している方々の生活の質の向上を図るため、山形県社会福祉協議会の委託を受けて、相談支援活動にあたります。

市危機管理室や健康福祉部各課とも連携を図り、暮らしの情報の提供や身近な社会参加の場の紹介等を行い、避難者の方々が暮らしやすい環境づくりを目指しながら、市内に引き続き居住される避難者の皆さんのかころのケアやつながりづくりを支援します。

### **3 共同募金活動**

#### **(1) 一般募金・歳末たすけあい募金への協力**

社会福祉法人山形県共同募金会天童市共同募金委員会として、地域社会福祉協議会や町内会、嘱託員をはじめ地域の方々のご協力を得ながら、地域の特性を踏まえた積極的な共同募金運動を展開します。一般世帯や法人、学校、職域など、多くの方々から募金活動への理解と協力を得るため、広報活動を活発化します。

また、宝樹社との共催により歳末たすけあい色紙頒布会を開催し、篤志寄付についても積極的に展開します。なお、赤い羽根社会貢献及び災害対応自動販売機を市内に設置し、災害時の飲料水無料提供や売上からの募金活動に努めます。

#### **(2) 歳末たすけあい募金の適正配分**

歳末たすけあい配分委員会担当者会議において、支援を必要とする世帯や地域福祉

事業等への適正・公正な配分のあり方を引き続き検討し、各地域の歳末たすけあい配分委員会において適正な配分を実施します。

### (3) 地域福祉活動推進プロジェクト（テーマ型募金）への協力

山形県共同募金会で実施する地域福祉活動推進プロジェクト（テーマ型募金）への天童市内の参加団体等に対し、山形県共同募金会と連携しながら支援等を行います。

## 4 天童市地域包括支援センター中央の運営

### (1) 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態や必要な支援等を幅広く把握し、地域の適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援に努めます。

- ア 総合相談・支援体制の充実
- イ 在宅介護支援センターとの連携
- ウ 地域におけるネットワークの構築
- エ 地域包括支援センターニュース発行の充実
- オ 地域支援事業申請に係わる支援及び調査等の代行業務

### (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域包括ケアシステムの基礎となる、医療・保健・介護サービス等の共助、住民ボランティア活動や地域の見守り支援等の互助との連携・連結を図るため、引き続き、地域包括支援センターの関係機関との調整機能の強化と共に多職種協働によるネットワークの構築に努めます。また、要介護者の支援の要となる介護支援専門員及び介護サービス事業者等の連携や質の向上のための支援を行います。

- ア 地域ケア会議の開催
- イ 主任介護支援専門員会議の開催
- ウ 介護支援専門員連絡会及び介護サービス事業所連絡会の開催
- エ 医療と介護の連携
- オ 地域包括支援センター間の連絡調整

### (3) 権利擁護事業

高齢者が様々な困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、近隣住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員等の連携を図り、専門的・継続的な支援を行います。

- ア 消費者被害の防止対策の推進
- イ 成年後見制度・福祉サービス利用援助事業の周知及び利用支援
- ウ 虐待通報への対応

## (4) 認知症施策の推進

権利侵害を受けやすい認知症高齢者対策として、認知症について地域住民の理解促進に努めます。また、医療機関や地域の支援機関と連携を図り、認知症の人が住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができる支援体制の充実に努めます。

- ア 認知症サポーター養成講座
- イ 認知症地域支援推進員活動の充実
- ウ 認知症初期集中支援チームとの連携
- エ 認知症カフェの運営協力
- オ 認知症事前登録申請代行

## (5) 介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の方を対象に要支援及び要介護状態の悪化防止のため、それぞれの状況や必要性に合わせた多様なサービスが適切に受けることができるよう支援を行います。

また、健康寿命の延伸等を目的とした意識啓発を図るため、さわやか健康教室を開催します。

- ア 介護予防ケアマネジメント
- イ さわやか健康教室

## (6) 指定介護予防支援事業

要支援状態であっても、その悪化をできる限り防ぐことを目的に、より効果的なサービスの利用のためのケアプラン作成を行います。また、委託先の居宅介護支援事業所との連携の充実とともに、要支援・要介護の円滑な支援に努めます。

- ア 給付管理の適正化
- イ 業務委託環境の整備

## (7) 在宅高齢者訪問指導事業（すこやか訪問）

市からの委託を受けて、介護保険の認定を受けていない75歳以上の高齢者単身世帯等を対象に生活習慣予防や閉じこもり予防、寝たきり予防等について、訪問による相談に応じます。

## (8) 実習生の受け入れ

将来、医療・福祉分野で活躍しようとする学生を中心に、地域包括支援センターの業務に対する理解と人材育成を目的として受け入れを行います。

## 5 介護サービス事業所の運営

利用者一人ひとりが住みなれた地域で、誰もが安心して自分らしく暮らしていくように、利用者の持てる力を活かし生活できる支援を目指します。

## (1) 天童市居宅介護支援事業所の運営

### ア 介護保険制度に基づく指定居宅介護支援事業の実施

要介護者の自立支援や日常生活機能の維持向上を図るケアプランを作成し、要支援者の介護予防及び日常生活支援総合事業のケアプラン作成を受託します。

また、特定居宅介護支援事業所の指定維持を図るために、業務管理体制を整備します。

### イ 介護保険に関する各機関との連絡調整及び手続代行

介護保険事業所及び公的機関やさまざまな社会資源についての情報収集を行い、利用者の心身状況や環境に応じた多様なサービスが適切に提供できるよう、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携の強化を図り、利用者の望む生活に近づけるような支援を行います。

### ウ 要介護認定調査事業

保険者から調査依頼を受けた利用者に対し、生活及び心身状況を正確に反映する認定調査に努め、認定有効期間に配慮した認定更新申請代行を行います。

### エ 他法人の居宅介護支援事業者との共同事例検討会及び研修会の開催

他法人の居宅介護支援事業者と事例検討会及び研修会を共同で開催し、参加事業者との連携や支援困難ケースへの対応、ケアプラン作成の質の向上に努めます。

### オ 実習生の受け入れ

介護支援専門員実務研修受講者にケアマネジメントの実践現場を体験してもらい、利用者のさまざまな生活の実態などを知る事を目的として、実習生の受け入れを行います。

## (2) 天童市訪問介護サービス事業所の運営

### ア 介護保険制度に基づく訪問介護事業

介護認定を受けた方や介護予防及び日常生活支援総合事業対象者の居宅サービス計画書の目標に近づけるようなサービス提供を行います。

### イ 障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護、同行援護事業

障がいを持つ方が地域で可能な限り自立した生活を続けられるよう、利用者ごとのニーズに添ったサービスの提供を行います。

### ウ 地域支援事業に基づく移動支援事業の実施

市からの委託事業として、障がいを持つ方が地域活動や社会参加のため屋外移動に支障がないように、安心安全な外出援助を行います。

### エ エンゼルソポーター派遣事業の実施

市からの委託事業として、双子以上を養育している保護者に対し家事、育児等の支援を行います。

### オ まごころ支援事業（自主事業）の実施

介護保険や障害福祉サービス事業等において、何らかの理由で適用できない場合に本会の自主事業を利用することによって、安心して在宅生活が続けられる支援に努めます。

## **力 養育支援訪問事業の実施**

市からの委託事業として、保護者に対して安心して養育できるよう育児、家事援助の支援を行います。

## **キ 実習生・研修生の受入れ**

福祉人材育成を目的に将来福祉分野で活躍しようとする学生を中心に、介護の専門知識と介護技術の指導に努めます。

## **ク 天童市内訪問介護サービス事業所情報交換会の開催**

天童市内の在宅介護サービスの充実を図ることを目的に開催し、各サービス事業所における人材不足や業務内容等に関し情報交換会を行い、課題を整理することで各事業所の運営に効果的に反映することができるよう努めます。

## **ケ 運営会議の開催**

在宅福祉の充実を図るうえで欠かせない訪問介護事業の適正な運営のため、経営基盤の強化等を目的に定期的な運営会議を開催します。

# **6 天童市総合福祉センターの管理・経営**

施設の良好な環境整備、適切な管理に努め、施設利用については福祉活動への優先的な開放を行うとともに、より多くの方々から快適に利用いただけるよう、サービスの向上に努めます。また、効率的な経営、経費節減に努めながら、災害時等には避難所等として利用いただけるよう安全に利用できる施設の管理に努めます。

## **(1) 施設等の貸出**

### **ア 福祉関連の事業、団体を優先した貸出実施**

### **イ 抽選による受付実施**

### **ウ 備品貸出事業の実施**

(ア) 車いす

(イ) 輪投げ

(ウ) 外用いす及びテーブル

(エ) グラウンドゴルフ用具

(オ) 集会用テント等

## **(2) 良好的な環境設備**

### **ア 日常点検及び定期的なメンテナンス等による施設の良好な環境整備**

### **イ 消防総合訓練や発電機の点検等による避難所開設及び災害発生時への対応準備**

(ア) 一時的避難場所 収容人数130名

(イ) 指定避難所 ※長期的避難場所 収容人数130名

(ウ) 物資集積場所

### **ウ 効果的な経費の節減**

## **(3) 同好クラブ事業の内容充実**

- ア 圏碁クラブ
- イ コスマスダンスクラブ（社交ダンス）
- ウ 手芸クラブ
- エ 俳句クラブ
- オ 将棋クラブ
- カ 民踊クラブ

#### (4) 指定管理者制度への申請

令和2年度が指定管理者制度の最終年度のため、これまでの天童市総合福祉センターの管理及び経営状態を精査し、令和3年度からの指定管理者制度への申請を行います。

### 7 法人組織の管理・運営等

#### (1) 法人組織の管理・運営

##### ア 理事会及び評議員会等の開催

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び会長副会長会議等を開催し、法人組織の適正な管理、運営に努めます。

##### イ 監事による監査の実施

監事による決算監査等の実施により、法人組織の適正な管理、運営に努めます。

#### (2) 苦情解決の推進

第三者委員会において、福祉サービス等に関する苦情を適切に解決し、利用者の権利を擁護するとともに提供するサービスの向上に努めます。

#### (3) 自主財源の確保

会員や社会福祉基金等の増強のため、会費集金説明会の開催や広報チラシの市内全戸配布を行い、広報活動を推進します。また、新たな収入源の確保のため、新規事業の検討を行います。

#### (4) 地域における公益的な取組の推進

社会福祉法人の責務として、社会福祉法に定められている日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方に対する無料又は低額の料金で行う福祉サービスを積極的に提供します。

#### (5) 職員の資質向上及び福利厚生

##### ア 定例会及び係長等会議の開催

月1回、定例会及び係長等会議等を開催し、各係での連携を密にしながら、職員間の連絡調整に努めます。

#### **イ 各種研修会への参加及び開催**

外部で開催される研修会等への積極的な参加により、職員の資質向上に努めます。また、本会においても、職員で安全衛生研修部や業務研修部会等を組織しながら、一般応急手当や健康講話、新任職員等の研修会を開催し、専門的な知識や技能等を高めます。

#### **ウ 安全衛生委員会の開催や健康診断等の助成**

産業医も参加する安全衛生委員会の開催や健康診断の助成、インフルエンザ合同予防接種等により、職員等の健康の保持増進に努めます。